

9 併願について

■ 併願制度とは

併願可能の入試において、出願時に併願手続きをすることにより、大学等の入学試験や公務員試験、就職試験の結果が判明するまで、第1回学費(入学金及び教育充実費をいう。以下同じ)の納入期限が延長できる制度です。

※公務員学科志願者のうち、公務員試験を受験する者は、専願の入試でも併願が可能です。

■ 併願手続き

併願制度を利用される場合は、入学願書裏面の併願届の欄に必要事項を記入し、入学選考料とは別に併願登録料として**30,000円**(郵送の場合は普通為替、持参の場合は現金でも可)を同封してください。

併願先が複数ある場合は、最も遅い合格発表日をご記入ください。(期限:原則3月31日)

■ 併願登録料(30,000円)の扱い

- 本校に入学する場合…併願登録料は原則、入学金に充当します。
- 本校を不受験または不合格の場合…併願登録料は返還いたします。
- 本校に入学しない場合…併願登録料は返還いたしません。

■ 併願者の入学手続き

併願先の合否が判明した時点で、速やかに合格通知書に同封された「進路連絡票」を提出してください。

A.本校に入学する場合

併願先の合否発表後、所定の第1回学費をあらかじめ個別に指定された期日までに納入してください。
なお、指定期日までに納入がない場合は、入学辞退とみなされる場合がありますので、ご注意ください。

B.本校に入学しない場合

併願先の合否発表後、速やかに「進路連絡票」を提出してください。